

犬の登録と狂犬病予防注射の実施について

☎ 環境保全課 環境衛生係 ☎ 282-1604

平成30年度の犬の登録及び狂犬病予防注射を次のとおり実施します。

狂犬病予防法により、生後91日以上犬は、注射を年1回必ず受けなければなりません。注射は、動物病院でも受けることができます。この場合、獣医師の発行する注射済証明書を町環境保全課に提出して注射済票の交付を受けて下さい（別途狂犬病予防注射済証明書代が必要）。



- 1 新しく犬を飼育する人は、必ず登録をしたうえで注射を受けて下さい。
- 2 注射会場にどうしても来ることができない場合は、往診を行いますので町環境保全課へご連絡下さい。往診の場合は注射料金の他、1頭につき2,500円の往診料が必要です。
- 3 事故防止のため、必ず犬を制御できる人が連れて来て下さい。

◆注射費用・登録手数料

登録手数料		3,000円
注射料金 (一頭につき)	集合注射費用で注射する場合	3,070円
	動物病院で注射する場合	3,600円
	往診注射する場合	5,570円

◆集合注射実施獣医師

くどう動物病院（辺田見） ☎ 282-0555

◆犬の登録・狂犬病予防注射の日程

		時間	会場
4月11日 函	上野	9:00～9:15	北向公民館前
		9:20～9:35	公民館上野分館前 (茶屋本)
		9:40～9:50	南田代公民館前
	田代	9:55～10:05	旧倉本理容宅横
		10:10～10:20	三間伏公民館前
		10:25～10:35	上田代消防倉庫前
		10:50～11:05	浅の藪公民館前
		11:15～11:25	間所公民館前
		11:40～11:50	旧北田代公民館
		11:55～12:05	大谷峠バス停前
		12:15～12:25	中野消防倉庫 (旧6分団5班) 前

		時間	会場
4月12日 函	滝尾	9:00～9:20	玉虫団地内集会所前
		9:25～9:35	玉虫記念碑前
		9:40～9:50	横野消防倉庫前
		9:55～10:05	下梅木バス停前
		10:10～10:20	上梅木消防倉庫前
	水越	10:30～10:40	粒麦消防倉庫前
		10:45～10:50	五ヶ瀬公民館前
		10:55～11:05	旧農協水越支所前
		11:10～11:15	有水公民館前
		11:25～11:35	藤木三叉路
4月13日 金	七滝	11:40～11:50	川嶋橋前
	七滝	9:00～9:10	吹野バス停前
		9:15～9:25	旧福島商店前
		9:30～9:45	旧農協七滝支所前
		9:50～10:00	東上野消防倉庫前
	滝尾	10:20～10:30	下鶴公民館前
	御船	10:40～10:55	商工会前
		11:00～11:20	小糸整形外科側スポーツセンター駐車場
4月16日 月	滝川	9:00～9:10	今城公民館前
	小坂	9:15～9:35	小坂集落農事集会所前
	陣	9:40～10:00	陣多目的集会所
	小坂	10:05～10:30	公民館小坂分館前 (小坂小前)
		10:35～10:45	沼辺神社前
	豊秋	10:50～11:00	万ヶ瀬消防倉庫前
		11:05～11:15	増見鶴消防倉庫前
4月17日 火	木倉	9:00～9:20	公民館木倉分館 (西木倉)
		9:25～9:35	威徳寺前 (東木倉バス停前)
		9:40～9:50	北木倉消防倉庫前
		9:55～10:05	木倉織布前
	高木	10:10～10:20	上高野公民館前
		10:25～10:45	旧農協高木支所前
		10:50～11:00	高山生活センター前
		11:05～11:15	甘木神社前
		11:20～11:30	富永商店前
4月18日 水	辺田見	9:00～9:15	上辺田見公民館前
		9:20～9:35	御船保健所裏
	御船	9:40～10:05	公民館御船分館前 (1丁目)
		10:10～10:20	瓜山観音様前
	滝川	10:25～10:45	旧カラオケスタジオ 「よし住」前
		10:50～11:00	御船メロディ団地前
		11:05～11:20	とらや駐車場
	御船	11:25～11:45	小糸整形外科側スポーツセンター駐車場

国民健康保険加入者へ新しい保険証を郵送します

☎ 町民保険課 保険係 ☎ 282-1113

平成30年4月1日から有効の国民健康保険被保険者証（保険証）を3月末までに郵便局の簡易書留で郵送します。保険証の受け取りには受領印が必要です。

■新しい保険証の色が変わります

新しい保険証の色は「一般被保険者証（桃色）」と「退職被保険者証（水色）」の2種類です。

4月1日以降は、新しい保険証を持って医療機関を受診してください。

■お願い

有効期限を過ぎた現在お持ちの保険証は、ハサミで切る、シュレッダーで処分するなど各自で破棄をお願いします。

■その他

国民健康保険税に未納がある世帯へは、保険証の郵送ができていません。保険税に未納がある人は、至急完納し、保険係窓口まで保険証を受け取りに来てください。

※国保制度改革に伴い、更新時期が8月1日となりますので、今回お送りする保険証の有効期限は平成31年7月31日までとなります。（期限内に75歳になる方および65歳を迎える退職保険証（水色）の方は除く。）

※後期高齢者医療被保険証および限度額認定証の有効期限は平成30年7月31日までとなっています。新しい保険証と限度額認定証は、7月中旬に郵送します。



▲新しい保険証（一般被保険者証）

平成30年4月から国民健康保険制度が変わります

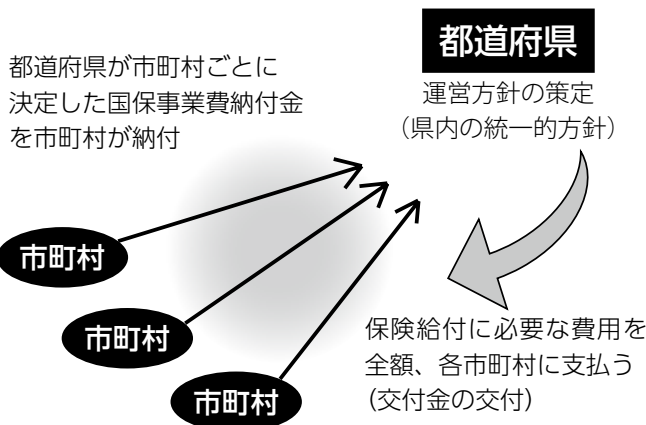
☎ 町民保険課 保険係 ☎ 282-1113

平成30年度から、都道府県が国保財政運営の主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の実施等について、中心的な役割を担うこととなります。

国民健康保険税については、県が市町村ごとの医療費水準や所得水準に応じた標準保険税率を示し、それを参考に市町村が保険税率を定め、保険税を賦課・徴収します。

県が示した平成30年度の保険税率は、平成29年度の税率よりも高い税率となっていますので、平成30年度の税率は上がる見込みとなっています。

なお、各種手続きについては、これまでどおり御船町で手続きしていただきます。



【見直しによる主な変更点】

変わらないこと	・国保の加入、喪失等保険証に関すること ・国保税の賦課、徴収に関すること ・出産育児一時金等の給付に関すること ・特定健診等の保健事業 など
変わる点	・国保税率が毎年変更 ・被保険者証等の様式 ・国保加入者の資格管理（県単位に） ・高額療養費の多数回該当通算方法 など